議第２９号

西山町地区有償運送の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市西山町地区有償運送の実施に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）２月２４日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市西山町地区有償運送の実施に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市西山町地区有償運送の実施に関する条例（平成２４年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「生活」を「生活等」に改める。

第３条中「（以下「対象者」という。）」を削り、「その親族その他同地区において日常の用務を有する者」を「当該地区を来訪する者」に改める。

第４条第１項中「運行路線」を「運行区域」に改める。

第５条の見出しを「（利用申込みと受諾）」に改め、同条第１項を次のように改める。

有償運送を利用する者（以下「乗客」という。）は、あらかじめ運行管理者に利用申込みをしなければならない。

第５条第２項中「乗務員」を「運行管理者」に、「申出を許可」を「申込みを受諾」に改め、同項第１号及び第２号中「対象者」を「乗客」に改める。

第６条第１項中「前条第２項に規定する許可を受けた者（以下「乗客」という。）」を「乗客」に改める。

別表第１を次のとおり改める。

| 区分 | １日当たりの額 |
|---|---|
| 大人 | ４００円 |
| 高校生 | ２００円 |
| 中学生以下 | 無料 |

備考

１　使用料は、乗車する当日の最初の乗車時に納付する。乗客は、納付時に乗務員が発行する１日乗車券を提示すれば、当日限り、何度でも乗車することができる。

２　使用料の区分のうち大人は、１８歳以上の者（ただし、高校生は除く。）とする。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

参考資料

# 新潟県柏崎市西山町地区有償運送の実施に関する条例（平成２４年３月２２日条例第５号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （有償運送の実施）<br>**第２条**　市長は、西山町地区のうち、法第３条に規定する旅客自動車運送事業が実施されておらず、かつ、現に有償運送以外に生活等のための移動手段が確保されていないと認める区域において、有償運送を実施するものとする。 | （有償運送の実施）<br>**第２条**　市長は、西山町地区のうち、法第３条に規定する旅客自動車運送事業が実施されておらず、かつ、現に有償運送以外に生活のための移動手段が確保されていないと認める区域において、有償運送を実施するものとする。 |
| （有償運送の対象者）<br>**第３条**　有償運送の対象者は、西山町地区に在住する住民及び当該地区を来訪する者とする。 | （有償運送の対象者）<br>**第３条**　有償運送の対象者（以下「対象者」という。）は、西山町地区に在住する住民及びその親族その他同地区において日常の用務を有する者とする。 |
| （有償運送の実施方法）<br>**第４条**　市長は、有償運送の実施に当たり、運行区域、運行経路、運行日、運行時刻、停留所、運行車両、運行管理者等の従事者等の業務内容その他有償運送の実施に必要な事項を別に定める。<br>２・３　（略） | （有償運送の実施方法）<br>**第４条**　市長は、有償運送の実施に当たり、運行路線、運行経路、運行日、運行時刻、停留所、運行車両、運行管理者等の従事者等の業務内容その他有償運送の実施に必要な事項を別に定める。<br>２・３　（略） |
| （利用申込みと受諾）<br>**第５条**　有償運送を利用する者（以下「乗客」という。）は、あらかじめ運行管理者に利用申込みをしなければならない。<br>２　市長は、運行管理者をして、次の各号のいずれかに該当するときを除き、前項に規定する申込みを受諾するものとする。<br>（１）　乗客が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。<br>（２）　乗客が関係法令の規定に基づく措置に従わないおそれがあると認めるとき。<br>（３）　（略） | （乗車の許可）<br>**第５条**　対象者は、運行車両への乗車を行うときは、直接、乗務員に申し出ることとする。<br>２　市長は、乗務員をして、次の各号のいずれかに該当するときを除き、前項に規定する申出を許可するものとする。<br>（１）　対象者が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。<br>（２）　対象者が関係法令の規定に基づく措置に従わないおそれがあると認めるとき。<br>（３）　（略） |
| （使用料）<br>**第６条**　市長は、乗客から、別表第１に定めるところにより、使用料を徴収するものとする。<br>２・３　（略） | （使用料）<br>**第６条**　市長は、前条第２項に規定する許可を受けた者（以下「乗客」という。）から、別表第１に定めるところにより、使用料を徴収するものとする。<br>２・３　（略） |

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr>
<td>

**別表第１**（第６条関係）

| 区分 | １日当たりの額 |
|---|---|
| 大人 | ４００円 |
| 高校生 | ２００円 |
| 中学生以下 | 無料 |

備考

１　使用料は、乗車する当日の最初の乗車時に納付する。乗客は、納付時に乗務員が発行する１日乗車券を提示すれば、当日限り、何度でも乗車することができる。

２　使用料の区分のうち大人は、１８歳以上の者（ただし、高校生は除く。）とする。

</td>
<td>

**別表第１**（第６条関係）

| 区分 | １日当たりの額 |
|---|---|
| 大人 | ２００円 |
| 小人 | １００円 |
| 幼児 | 無料 |

備考

１　使用料は、乗車する当日の最初の乗車時に納付する。乗客は、納付時に乗務員が発行する１日乗車券を提示すれば、当日限り、何度でも乗車することができる。

２　使用料の区分は、次のとおりとする。

（１）　大人　中学生以上の者

（２）　小人　小学生

（３）　幼児　小学校就学前の者

</td>
</tr>
</table>